

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ①

現状

公契約条例における社会的な価値の勘案基準では、以下の**5つの評価項目について評価**を行っている。

現行の評価項目及び評価方法

評価項目の種類	
①	「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録の有無
②	女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況
③	障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況
④	保護観察対象者等の雇用の状況
⑤	環境に配慮した事業活動の状況
評価方法	
建設工事	業者格付け時 (①、②(資格取得者が女性の場合の加点)、③(障害者の雇用)、④)
業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時 (①～⑤)
指定管理	特定公契約の公募に係る審査時 (①～⑤)

→ 各項目の該当状況により加点評価を実施している。

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ②

評価項目を追加する必要性

現行の人権に関連する評価項目は、企業の労働環境の整備や雇用機会の拡充などに視点を置いているが、これらの取組に限らず、従業員の人権意識の醸成を図る取組を幅広く評価するため、**「人権意識の向上」に係る項目を追加し、その取組を促進する。**

① 県取組

・「奈良県きらぼし建設企業」認定の実施（令和4年12月～）

働き方改革、社会的要請への対応又は品質確保等に積極的に取り組む企業を「奈良県きらぼし建設企業」として認定し、建設産業における優良企業として広く周知することで、当該企業の発展を支援し、もって建設産業のイメージアップ及び担い手の確保並びに当該産業の持続的な発展に寄与する。

（1）働き方改革 （2）社会貢献 （3）品質確保 （4）災害対応 の4つの分野のうち、**（2）社会貢献の分野において、「人権啓発に関する研修の受講」を評価**

② 国の取組

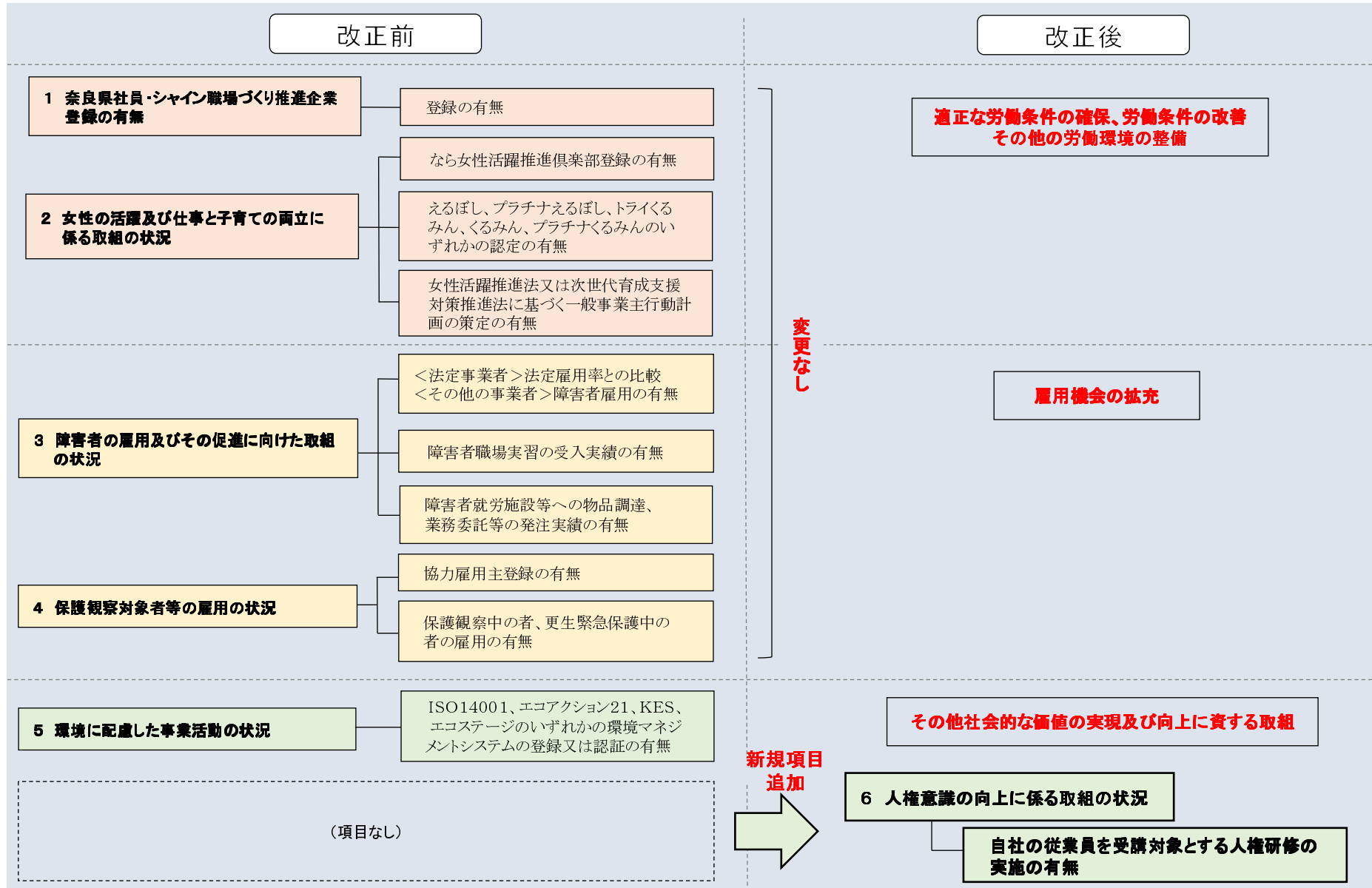
・企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和4年9月13日に**「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定された。**

・同日、企業のサプライチェーンから人権侵害をなくす努力をした企業に対し、**政府調達で優遇する仕組みを検討することが明らかになった。**（令和4年9月14日 奈良新聞記事）

※サプライチェーン：供給網

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ③

改正概要



変更なし



社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ④

評価内容

- (1) 奈良県で策定している「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」及び「奈良県人権施策に関する基本計画」に沿った内容であること
- (2) 企業内において人権が尊重される職場づくりにつながる又は人権が尊重される社会の実現に資する等の取組であること



人権意識の向上に係る取組の状況

自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施がある場合(※)に、加点点評価する。

・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間における実施実績を対象とする。

(※) 該当要件

当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて

自社の従業員に研修を実施した場合

- * 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。
- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ⑤

社会的価値に係る配点について（国・他県との比較）

奈良県	国（内閣府）	愛知県
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な価値の勘案項目（5項目）に均等に配点 ・業務委託、指定管理の業者選定に際しては各2%で計10%を配点 ・建設業者の格付け基準（3項目）においては、各20点、最大60点（最上位ランクは1000点以上のため、比率は6%）を配点 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達時においてワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定企業等）を加点評価する取組を実施 ・配点比率は総配点の5～12%の範囲とした場合の例が示されている（契約の内容に応じて各府省が設定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点項目4項目と推奨項目3項目（推奨項目の採用は任意）を設定 ・社会的取組に係る配点は合計点数の10%を上限に設定

- ・配点は、業務委託等で業者選定に重要な価格や技術力とのバランスを考慮したもの。
- ・国や愛知県においても社会的な価値の勘案項目への配分は10%～12%を上限と想定している。



上記の例及び価格・技術力とのバランスを考慮し、社会的な価値の勘案項目の配点合計については、**10%を上限とする。**

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について ⑥

今後のスケジュール（予定）

令和5年 3月	奈良県公契約審議会答申
	社会的な価値の勘案基準の改正を決定
	庁内全所属へ社会的な価値の勘案基準改正について通知
	特定公契約の受注対象となる事業者へ社会的な価値の勘案基準改正について通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7⑩洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者
4月	特定公契約に係る事務手続等について庁内説明会を開催 特定公契約の関係所属を対象に、制度概要(改正を含む)や特定公契約に係る事務手続を中心に説明
4月～6月	改正後の基準について継続して事業者へ周知を図る 会計局ホームページへの掲載、会計局内における周知チラシの設置 等
7月1日(予定)	新基準の適用 7月1日から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準に盛り込む) ※公告等の準備に必要な期間を勘案して、適用を7月1日とする。

「新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例」の考え方

1 制定の背景

長く経済の低成長と賃金低迷の時代

本県が抱える課題

- 従来型の資本主義が生んだ社会課題
- ベッドタウンにおける諸課題

市場任せ、株主偏重

大阪のベッドタウンとして発展

- ・将来に向けた成長投資の阻害
- ・社会の中核を担う中間層の疲弊
- ・都市と地方の地域間格差
- ・気候変動問題など持続可能性への懸念

- ・他地域に依存した経済構造
- ・急激な高齢化、労働力人口の減少
- ・若者の働く場の確保が十分でない

今後進むインフラ整備とまちづくり

- 「リニア中央新幹線」の完成や「大規模広域防災拠点」の整備をはじめとする産業基盤の整備
- 「大和平野中央田園都市構想」による新しいまちづくり

- ・新拠点を中心に、スタートアップ、関連産業の集積
- ・奈良発のイノベーションの創出
- ・多くの雇用の創出

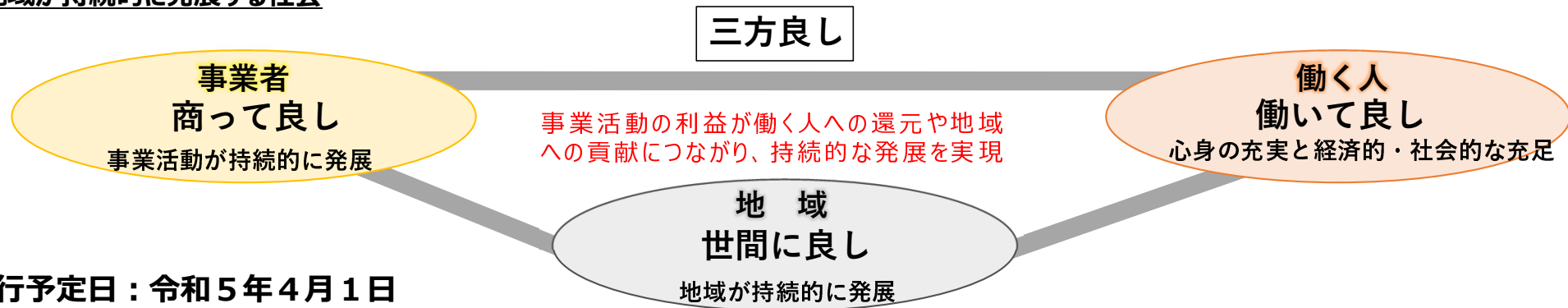
「成長一辺倒」の従来型の資本主義から脱却し、**本県発の「新しい時代の地域資本主義」**の下で、**県民の豊かな暮らし**につながる**持続可能な経済社会システム**を構築

- ・短期的な利益の追求から**長期的な視点**への転換…「**未来**」を見る
- ・利己的な視点から**公益**への志向…「**他者**」を思いやる

➡ **新しい時代の地域資本主義**

2 条例が目指す社会

○社会全体が「未来」を見る、「他者」を思いやる視点に立ち、**事業活動により産み出された付加価値の恩恵が、地域を構成する主体に還元され、地域が持続的に発展する社会**



※施行予定日：令和5年4月1日

「新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例」の全体構成

章・節	条	項目	規定している内容
前文			新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興について、事業活動が持続的に発展し、その利益が働く人へと還元され、地域を構成する主体が公益を志向し、地域が将来にわたって発展する、 商って良し、働いて良し、世間に良しの三方良しの奈良県を実現 するための施策を積極的に推進するため、この条例を制定する。
第1章 総則	第1条	目的	自立的に発展する社会経済構造への転換を図り、もって県民の豊かな暮らしと地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。
	第2条	定義	○新しい時代の地域資本主義 ○事業者 ○関係団体等 ○イノベーション
	第3条	基本理念	○生産性の向上その他事業の持続的発展に資する活動によって得られた利益が、当該事業者の成長発展に投資されるほか、働く人及び地域社会へ還元されること。 ○若者をはじめとする多様な人々から、起業、新たな就労その他の人生の第二の出発にふさわしい働く場として選ばれる地域をつくること。
	第4条	県の責務	○ 施策を体系化し、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務
	第5条	事業者の役割	○経営の革新等による事業者の努力を 価格に転嫁 できる力を高める ○設備、人材、技術等への 継続的な投資 により生産性を向上させる ○販路の拡大、役務の提供範囲の拡大により 県内外の需要 に応じる ○ 多様な人材の活躍を促す とともに、 再び挑戦することを支援する組織風土を醸成 する
	第6条	関係団体等の役割	○事業活動による 利益が働く人及び地域社会に還元される社会的気運の醸成 に努める
	第7条	県民の役割	○県産の製品及び商品並びに県内の事業者が提供する役務の魅力を知るとともに、地域の発展のためには 県内での消費の推進 が不可欠であることについて、理解と関心を深めるよう努める
第2章 基本的施策	第8条	事業者が持続的に発展できる事業環境の実現	○ 県内での消費の促進 に必要な施策 ○ 事業者間の調達の活性化並びに県外への移出力及び国外への輸出力の強化 に必要な施策 ○ 新たな需要を獲得できるイノベーションの創出 に必要な施策 ○ 産業基盤の整備及び企業誘致 に必要な施策 ○ 労働生産性の向上 に必要な施策 ○ 新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの創造 に必要な施策 ○ 自然災害、感染症その他の脅威や困難に対する回復力の強化 に必要な施策
	第9条	働く人が働きやすい就労環境の実現	○事業活動による利益が働く人の 賃金や就労環境の改善等に還元されるための環境整備 に関する施策 ○ 職業能力の開発及び向上の機会並びに学び直しのための教育の機会 の提供等に関する施策 ○若者をはじめとする多様な人々を対象とした 県内での起業への支援 に関する施策
	第10条	地域経済が持続的に発展できる社会の実現	○事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されることが地域の発展につながるという 社会的気運を醸成 するために必要な施策 ○地域を構成する主体による 社会への貢献が地域活性化を促す仕組みの構築 に関する施策
第3章 その他の措置	第11～第13条	○協議の場の設置 ○基本計画の策定 ○財政上の措置	
附則		令和5年4月1日施行	

「新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例」に関連した社会的な価値の勘案基準の評価項目について

新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例		公契約条例	
目指す社会	基本的施策	実施中の評価	追加が想定される評価（例）
<p>働いて良し 心身の充実と 経済的・ 社会的な充足</p> <p>↑</p> <p>世間に良し 地域が持続的に 発展</p> <p>↑</p> <p>商って良し 事業活動が持続 的に発展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働く人が働きやすい就労環境の実現（第9条） 【県が講ずる施策】 ・ 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されるための環境整備 ・ 職業能力の開発及び向上の機会並びに学び直しのための教育の機会の提供等 ・ 若者をはじめとする多様な人々を対象とした県内での起業への支援 ・ その他の必要な施策 ・ 地域経済が持続的に発展できる社会の実現（第10条） 【県が講ずる施策】 ・ 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されることが地域の発展につながるという社会的気運を醸成 ・ 地域を構成する主体による社会への貢献が地域活性化を促す仕組みの構築 ・ その他の必要な施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業環境改善、向上に係る取組 (該当項目) ・ 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無 ・ 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 ・ 職業能力の開発及び向上に係る取組 (該当項目) ・ 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無 ・ 多様な人材の雇用に係る取組 (女性・障害者・出所者・若年者) (該当項目) ・ 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無 ・ 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 ・ 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況 ・ 保護観察対象者等の雇用の状況 ・ 人権意識の向上に係る取組（今後追加予定） ・ 環境配慮に係る取組 (該当項目) ・ 環境に配慮した事業活動の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金の向上に係る取組 ・ 健康経営に係る取組 ・ リカレント教育に係る取組 ・ 人材の確保・育成及び魅力ある職場づくり等による地域の担い手の確保に係る取組 ・ 取引先との共存共栄に係る取組 (パートナーシップ構築宣言 等) ・ 脱炭素経営の促進に係る取組 ・ 地域の消費喚起に資する取組 ・ 社会貢献活動に係る取組 (地域防災、県民の安全・安心な生活に資する活動、国や地方自治体との災害協定締結 等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が持続的に発展できる事業環境の実現（第8条） 【県が講ずる施策】 ・ 県内での消費の促進 ・ 産業基盤の整備及び企業誘致 ・ 事業者間の調達の活性化並びに県外への移出力及び国外への輸出力の強化 ・ 労働生産性の向上 ・ 新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの創造 ・ 新たな需要を獲得できるイノベーションの創出 ・ 自然災害、感染症その他の脅威や困難に対する回復力の強化 ・ その他の必要な施策 		

今後のスケジュール

新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る条例の基本的施策に基づく基本計画の策定と連携しながら、公契約条例における評価項目の検討を進め、公契約審議会に諮問、答申を得る。

障害者法定雇用率の引き上げに伴う県加点基準の見直し ①

第123回 労働政策審議会障害者雇用分科会 (厚生労働省 令和5年1月18日開催) 資料より

- 障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要がある。



新たな雇用率の設定について

令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。
 ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、**令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとする。**

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)抄

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数に対する対象障害者である労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。)の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3~9 略

障害者法定雇用率の引き上げに伴う県加点基準の見直し ②

今後のスケジュール

令和6年 2月まで	<p>現行の県加点基準(障害者雇用率が3.5%以上)の見直しの必要性について検討</p> <p>(見直す場合) 公契約審議会への諮問に向け調整</p>
3月	<p>奈良県公契約審議会答申</p> <p>社会的な価値の勘案基準の改正を決定</p> <p>庁内全所属へ社会的な価値の勘案基準改正について通知</p> <p>特定公契約の受注対象となる事業者へ社会的な価値の勘案基準改正について通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7②洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者</p>
4月	<p>特定公契約に係る事務手続等について庁内説明会を開催 特定公契約の関係所属を対象に、制度概要(改正を含む)や特定公契約に係る事務手続を中心に説明</p>
4月～6月	<p>改正後の基準について継続して事業者へ周知を図る 会計局ホームページへの掲載、会計局内における周知チラシの設置 等</p>
6月1日～ 7月15日(予定)	<p>障害者雇用状況の報告 事業者から、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)を労働局に報告 報告期限は7月15日の予定。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定による)</p>
7月16日(予定)	<p>新基準の適用 報告期限翌日から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準に盛り込む)</p>